

保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百六十五号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第六号の規定に基づき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第七号の八中ワをヨとし、ハからヲまでをホからカまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 医科点数表区分番号D009の6に掲げる前立腺特異抗原（PSA）（歯科点数表第2章第3部検査通則第5号においてその例による場合を含む。）

ニ 医科点数表区分番号D009の6に掲げるCA19—9（歯科点数表第2章第3部検査通則第5号においてその例による場合を含む。）